大分県特定事業主行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」に 基づく措置の実施状況について(平成23年度)

平成24年9月28日 大分県総務部人事課

大分県では、次世代育成支援対策推進法に基づく大分県特定事業主行動計画として、平成22年3月に後期行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」(H22~H26年度)を策定し、職員の育児を支援する取組を進めているところです。(前期行動計画:H17~21年度)

同法第19条第5項の定めるところにより、以下のとおり平成23年度における同計画に基づく 措置の実施状況を公表します。

また、大分県では「男性の子育て参画日本一」を目指す中で、大分県庁自らが取組に一歩踏み出すことにより、県全体の取組を推進することを目的として、平成21年度に「大分県庁子育てパパサポートプラン」を策定しています。

このプランの定めるところにより、平成23年度における取組状況を合わせて公表します。

※下記項目のうち、 マーク (「パパの子育て応援」シンボルマーク) のある項目は「大分県庁子育てパパサポートプラン」における独自取組項目、特定事業主行動計画との共通取組項目です。

1. 対象職員

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会、大分海区漁業調整 委員会事務局、企業局、病院局、教育委員会(県費負担教職員を除く。)及び警察本部の常勤職 員全員(臨時的任用職員を除く。)

2. 対象期間

平成23年4月1日~平成24年3月31日

3. 措置の実施状況

(1) 職場環境や職員の意識改革、制度の周知

① 休暇制度等の周知



○ 各種制度を理解しやすいように大分県のホームページ内に「大分県職員子育て支援のページ」を開設し、職場だけでなく育児休業中の職員なども家庭からインターネットにより閲覧可能とし、いつでも必要な情報を得られるようにしています。

☆大分県特定事業主行動計画

http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/shokuin-kosodate-program.html

☆大分県職員子育て支援のページ

http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/

○ その他、出産や育児に関する休暇制度等の周知を図るために「出産や育児のための休暇制度等早見表」を作成・配布し、職員が早見表を手元に置いて、子の年齢に合わせて出産や育児に関する休暇制度等を簡単に確認できるようにしています。

② 管理監督者研修や職場研修の取組



- 平成23年6月22日(水)、株式会社東レ経営研究所 特別顧問 佐々木常夫氏を講師 に招き、知事、副知事、各部局長のほか、父親の子育て参画推進員にもなっている所属長 などを対象とした「管理職員意識改革セミナー」を開催し、「仕事の進め方の基本」や 「仕事と家庭の両立」について意識啓発を行いました。
- また、ワーク・ライフ・バランス推進の意識をより一層深めるため、平成23年8月から9月にかけて、学校法人別府大学文学部(教職課程) 准教授 佐藤敬子氏を講師に迎え、各地区毎に統括推進員及び班総括等を対象とした「地区別意識改革セミナー」を開催するとともに、各職場における職場研修や各地区毎の制度説明会において、子育てに関する制度などの説明や取得に向けた意識啓発を行いました。





③ 取組に対する所属長の意識醸成

○ 子育て中の職員が育児に関する休暇制度等を積極的に利用できるかどうかは、所属長等 上司の理解・認識度の高さが大きく影響してくることから、大分県特定事業主行動計画に 掲げられている所属長の役割を箇条書きにして抜粋した「職員の育児を支えるための所属 長の役割8箇条」を配布し、本取組に対する所属長の意識醸成を図りました。

④ 子育て中の男性職員の把握



○ 所属長及び班総括は、子育て中の男性職員の休暇取得予定等の状況を把握することとしました。

16歳未満の子を養育する男性職員数	3,375名
3歳未満の子を養育する男性職員数	1,127名
平成23年度中に新たに子を養育することとなった男性職員数	3 2 7名

(2) 男性職員の子育てに係る休暇の取得促進



○ 男性職員の子育てに係る休暇の取得を促進することとしました。

平成23年度中に新たに子を養育することとなった男性職員数	327名
出産補助休暇取得者数 (3日間の完全取得)	116名
育児参加休暇取得者数 (5日間の完全取得)	2 2 名
子の看護休暇対象者数(中学校就学前の子を養育する男性職員数)	2,777名
〃 取得数(男性職員)	378名

○ 感染症予防のため自宅待機する子の世話をする場合に取得できる子の看護休暇について、インフルエンザ等の発生で小学校が休校となった場合も取得できるよう、取得できる期間を「小学校就学の始期に達するまで」から「中学校就学の始期に達するまで」に拡大しました。(H23.7.1)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境づくり

育児休業等の取得率の目標値を定め、その取得を促進することとしています。

① 育児休業等の取得及び育児短時間勤務の状況

高 有児休業対象者数	男性職員	1,127名
(3歳未満の子を養育する職員数)	女性職員	362名
育児休業取得者数	男性職員	5名
自允仆未取付任奴	女性職員	285名
部分休業対象者数	男性職員	1,689名
(小学校就学前の子を養育する職員数)	女性職員	593名
部分休業取得者数	男性職員	10名
	女性職員	5 9 名
育児短時間勤務対象者数 (小学校就学前の子を養育する職員数)	男性職員	1,689名
	女性職員	593名
本旧标叶 <u>即料</u> 梦 北 料	男性職員	0名
育児短時間勤務者数	女性職員	28名
育児時間対象者数	男性職員	923名
(2歳未満の子を養育する職員数)	女性職員	292名
育児時間取得者数	男性職員	15名
	女性職員	

育児休業等取得率 (知事部局・各種委員会・企業局・病院局)	目標値 男性職員 100%、女性職員 100% 実 績 男性職員 44.4%、女性職員 100%
育児休業等取得率	目標値 男性職員 100%、女性職員 100%
(教育委員会)	実 績 男性職員 43.7%、女性職員 100%
育児休業等取得率 (警察本部)	目標値 男性職員 100%、女性職員 100%
	実 績 男性職員 38.6%、女性職員 100%

※育児休業等取得率 =

育児休業·部分休業取得者数 + 育児短時間勤務者数 + 出産補助休暇3日間取得者数 + 育児参加休暇5日間取得

平成23年度中に新たに育児休業取得可能となった職員数

- 男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比べて大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、短期間(1か月以下)の育児休業を取得した職員については、期末手当を減額しないよう取り扱うこととしました。(H23.12.1)
- 育児時間について、1日2回・1回60分取得できる期間を、「子が生後1年6月に達するまでの間」から「子が生後1年9月に達するまでの間」に拡大しました。(H23.7.1)

② 専門職産育休サポーター制度の充実

○ 産育休代替職員の確保が難しい専門職を対象とした人材バンク「専門職産育休サポーター制度」により、代替臨時職員の活用を図り、職員が安心して育児休業等を取得できる環境整備を行いました。(知事部局)

専門職産育休サポーター制度による 登録者数(知事部局) 職 種 保健師、獣医師、薬剤師、化学、農業、畜産、林業、水産

人 数 計 43名

③ 育児休業からの円滑な復職

○ 育児休業や産前産後休暇を取得している職員の職場復帰前後の不安や負担を解消し、産 育休復帰を支援するため、庁内システムを利用できる在宅システムを試行導入しました。 (知事部局)

(4) 子育てと仕事の両立支援

① 育児のための時差通勤の活用

○ 平成17年度に導入した「育児のための時差通勤制度」について、引き続きその活用を 図ることとしました。(知事部局)

育児のための時差通勤制度利用者数 (知事部局)	男性職員	5名
	女性職員	10名

② 在宅勤務制度の導入

○ 「子育て満足度日本一」の実現等に向けて、県自らが率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な働き方の構築を目指すため、効率的・効果的な働き方の一つとして「在宅勤務制度」の3次試行を実施しました。(知事部局)

(5) 超過勤務の縮減

①「子育てパパ退庁日」の設定

○ 子育て中の男性職員のうち、3歳未満の児童を養育する男性職員については、毎月第3 水曜日を「子育てパパ退庁日」として、年次有給休暇を取得し、15時を目途に退庁する ことを推進することとしました。

「子育てパパ退庁日」における年次有給休暇の 取得男性職員数(延べ人数)

413名

② 業務の削減、効率化

○ 部局長が超過勤務の縮減に向けた意識を常に保つことが重要であることから、自らの思いを「部局別超勤縮減宣言」として自身の言葉で発信し、超過勤務の縮減に向けた仕事の 進め方の見直しについて取組を行っています。

(6) 年次有給休暇取得の促進

年次有給休暇の平均取得日数の目標値を定め、その取得を促進することとしました。

年次有給休暇平均取得日数 (知事部局・各種委員会・企業局・病院局) 年次有給休暇平均取得日数 (教育委員会)	目標値	平均15.0日
	実 績	平均11.4日
	目標値	平均15.0日
	実 績	平均 8.7日
年次有給休暇平均取得日数 (警察本部)	目標値	平均10.0日
	実 績	平均 8.3日

(7) 男性職員の子育て参画の行動を促進する取組



「大分県庁子育てパパサポートプラン」における独自取組項目として、男性職員の子育て

【具体的な行動内容の例】

- 子どもの誕生日や子育てパパ退庁日には、所属長から声かけを実施し、対象職員のみでな く、その他の職員にも周知し、早期・定時退庁しやすい環境づくりを推進した。
- 部のヘルスアップ大会において、職員の子どもが一緒に参加することにより、男性職員の 子育て参画促進を図った。
- 「こども県庁」開催:子どもが父親の職場を訪問し、父親の働く姿やその仕事に接するこ とにより、子どもが父親への理解を深め、また、職場もその職員の家庭環境を理解すること により、ワーク・ライフバランスの推進を図った。
- 部内一斉に定時退庁することとする「家族の日」を部独自に設定し、子育てパパ退庁日と 同日に実施することで、利用促進の相乗効果を図った。
- すこやかに食を楽しむ心豊かな青少年を育成するため、食育の基本である家族みんなで" いただきます"ができるよう定時退庁に努めた。また、「家庭の日」(毎月第3日曜日)に おいても家族みんなで食事ができるように努めた。
- 定時退庁日における部内巡回において、超過勤務をする「子育て中の男性職員」数を把握 し、定時退庁を促した。
- 「子育てパパ退庁日」の周知にあわせて、部局関係イベントについて開催情報を提供し、 家族での参加を呼びかけた。
- 16歳未満の児童を養育する男性職員に対して、下記取組を推進し、父親が子育てに参画 するための「はじめの一歩」を踏み出す動機付けを図った。
 - ・1週間の取組(今日や明日の出来事について、子供と語ろう)
 - ①毎朝、家族そろって朝食を食べよう。②週に3日は家族そろって夕食を食べよう。
 - ③週に3日は子供とお風呂に入ろう。
 - ・1か月の取組(子供と将来の夢について語ろう)
 - ①月に2日は父親(父親と子供)が家事(掃除・炊事・洗濯等)をやろう。
 - ②月に2日は子供と一緒に体験活動に取り組もう。
- 「退庁時間の見える化」を徹底し、課員相互に超過勤務の縮減に努めた。
- 子育て中の男性職員の特別休暇取得結果や配偶者が出産予定の職員の把握による進行管理 を徹底し、取組実績が低調な所属への指導を実施した。

